

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間

【要請期間】令和4年5月13日(金)～5月26日(木)

基本的な 考え方	新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し、安定的な社会経済活動を継続するため、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u> (以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。
区 域	沖縄県全域

【感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策】

現況

- 3月下旬から続いた感染者数の増加は、4月中旬以降、抑制されていましたが、ゴールデンウィーク期間の後、再び上昇に転じており、人口10万人あたり直近1週間の新規陽性者数は、5月11日現在で888人となっております。
- 病床使用率についても同様の傾向が見られ、本島圏域(本島内市町村)においては55.7%(前週比12.7ポイント増)、宮古圏域においては57.6%(前週比47ポイント増)と急速に上昇しております。
- このような状況を踏まえ、県は本島圏域(本島内市町村)と宮古圏域に対して5月13日から26日までの間、コロナ感染拡大警報を発出し、県民の皆様に対し感染防止対策の要請をするとともに、医療ひっ迫を食い止めるよう取り組んで参ります。
- 県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、感染防止対策の徹底をお願いします。

県の方針

- 県は感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するためオミクロン株の特徴を踏まえた以下の事を要請する。
 - ①重症化リスクの高い高齢者へ感染を拡げない
 - ②子どもを感染から守る
 - ③移動・会食に関するリスクを回避する
 - ④ワクチン接種の加速を図る
- 感染拡大により医療のひっ迫が急速に進んだ場合、政府に対し、まん延防止等重点措置指定の要請を検討する。

※目安:各圏域新規陽性者数7日間合計前週比2倍超の増加

又は 病床使用率:各圏域60%以上(入院者数が増加し入院調整の困難が生じる水準)

- なお、病床のひっ迫が想定される地域がある場合は、「コロナ感染拡大警報」を発出する。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

外出及び移動に関する要請

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること。また、高齢者の方は、同居家族以外の方と会うのを控えること。**
 - ・ 人との距離(マスク有りでも1m)が確保出来ない場所や換気が不十分な施設などは避ける
 - ・ できるだけ同居家族や普段行動を共にしている仲間と行動する
 - ・ 業種別ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控える
- **子供たちは、学校における活動(授業、部活等)や学習塾等が終わったら、寄り道せずに帰宅する。**
- **県外との往来について、訪問先の感染状況を確認し慎重に検討すること
訪問先では、不特定多数との会食等の感染リスクの高い行動は控えること**
 - ・ 往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
 - ・ 出発前には、3回目のワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。
- **離島への往来については、往来する離島の受入状況等について各離島市町村のHP等で確認すること**
 - ・ 体調不良の際は、中止または延期するようお願いいたします。また3回目のワクチン接種の完了または事前のPCR等検査を受検すること
- **毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控えること**

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

基本的な感染防止対策に関する要請

- 人との距離の確保、マスクの正しい着用(不織布マスクの推奨)、小まめな手洗い・手指消毒、「密集・密接・密閉」の回避(ゼロ密を目指そう)、屋内・車内の十分な換気の徹底
- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンター(098-866-2129)を利用ください。
- 家庭内感染が多いことから、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いをを行い、子どもの感染防止策を徹底すること
- 高齢者や基礎疾患のある方と接する方は特に感染対策を徹底すること
- オミクロン株においても、3回目接種によりワクチンの効果が回復することが示されています。
2回目接種完了後6か月経過後は、速やかに3回目接種をお願いします。
- 厚生労働省の専門家会議によると、ワクチン接種者は、入院を必要とする割合が未接種者より低くなっており「重症化予防」「発症予防」等の効果が期待されています。
- 1回目2回目接種も是非前向きに検討してください(特に高齢者、基礎疾患を有する方、肥満のある方)。
- 感染の広がりに不安のある方は、5月31日まで無料PCR等検査を延長しますので、受検を検討ください。
- ◆ ワクチン接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用、手洗い等の感染対策を続けてください。

※改めて、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと(対象者全員検査を行った場合は除く)
- ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※4人以下、3密を避ける、2時間以内での開催、1次会で帰ろう

来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ

【来訪前：法によらない協力依頼】

【来訪後：法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い混雑した場所を避け、会食は4人以下2時間以内(※)でお願いします。
※対象者全員検査をした場合は除く
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- その他、旅行等で、来県する前には、3回目のワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。特に県民と交流が予定される「出張」「帰省」「イベント参加」の場合、事前にPCR等検査の受検をお願いします。（※来県される前に、渡航者が居住する都道府県で行う無料検査についてもご利用ください。）
- 県では、来県前に検査が受けられない方のために、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港で到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。（検査枠の拡充を実施）
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄（「TACO」：Traveler's Access Center Okinawa）】
電話番号：098-840-1677 運営時間：8:00～21:00（年中無休）

飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】【法によらない協力依頼:働きかけ】

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</u><ul style="list-style-type: none">・ 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止(利用者への検温)・ 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・ 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)・ アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)➤ 「<u>沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)</u>」の取得推奨(法第24条第9項)➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底(法第24条第9項)➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(法第24条第9項)</u>(例外:感染防止対策認証店が対象者全員検査の確認を行った場合や介護・介助の場合) <p>(* 結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</p> <p>◆ <u>利用を2時間以内とするよう呼びかけ(法によらない協力依頼)</u>※対象者全員検査を行った場合は除く</p>

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

			10,000人超
	収容定員まで可		
	収容定員の半分まで可		

※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

- ・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。
- ・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合は、飲食専用エリア以外においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること
(詳細は「イベントの開催制限について(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)

◆ イベントに参加する方々は、参加前後の基本的な感染対策の徹底と直行直帰等感染リスクの低減を図る取組をお願いします。

施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)
- 入場者が密集しないよう整理・誘導
(特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないよう取り組むこと)
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、事業の特性を踏まえ、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は、早急に策定)を行うこと。また、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努めること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

福祉施設への要請

- 従業員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと（体調不良時の従業員の休暇取得の推奨等）
 - マスク着用や手指消毒、換気の徹底など感染対策の再確認・強化を行うこと
 - 高齢者等福祉施設利用者への感染を防ぐため、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を考慮するとともに、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること
 - レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では動線の分離など、地域の流行状況や施設の特性に応じた感染対策を行うこと
 - 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
 - 従業員向け定期PCR等検査へ積極的に参加すること
申込みはこちら→<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/soumu/kansenshou/ewpcr.html>
 - ワクチン接種を勧奨すること(1・2回目及び3回目)
 - 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと
- ◆ 高齢者施設及び障害者施設で陽性者を確認した場合 県コロナ本部総括情報部「病院・施設支援グループ」に施設内における発生状況についてご一報をお願いします。

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- ワクチン接種を推進する。特に高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種を加速化する。
- 保育所等では、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理の徹底、職員へのワクチン接種を推奨した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して注意喚起を行うよう依頼する。

学校等への要請

- 「学びの保障」の観点から、原則、通常登校とする。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動(※)については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- 学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
- 健康等に不安があり出席できない児童生徒の出席停止については、より柔軟に対応し、オンライン等での学習支援に努める。
- 児童生徒等の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事(歓迎行事、遠足や宿泊学習等)は、地域や学校の状況を踏まえて延期、縮小、又は中止すること。
- 部活動は、感染リスクが高い活動(※)を控えるなど感染防止対策を徹底し、平日2時間程度(早朝練習も含む)、土日休日3時間程度の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。また、他校との練習試合は、延期すること(ただし、抗原検査キットで陰性を事前に確認した場合を除く)。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること。
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避け・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。
- 学校における活動(授業、部活等)や学習塾等が終わったら、寄り道せずに帰宅させる。

※例:音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動等
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会】より)

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するためのお願い

①重症化リスクの高い高齢者に感染を拡げない

医療ひっ迫につながる高齢者への感染をひろげないため、ご協力をお願いします。

②子どもを感染から守る

子どもの感染が多いことから、保護者の皆様、保育・教育関係の皆様、児童施設関係の皆様ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスクを回避する

いわゆる3密を避け、会食は4人以下・2時間以内でお願いします。飲食店におかれては、感染防止対策にご協力をお願いします。

④ワクチン接種の加速を図る

発症予防・重症化予防を図るため、速やかな3回目接種と1回目2回目接種もお願いします(特に高齢者・基礎疾患を有する方・肥満のある方)。

①重症化リスクの高い高齢者に感染を拡げない

ご自分で

- 手洗い、マスクの着用等の基本的な感染防止対策の徹底(手洗い、マスク着用、3密を避ける)をお願いします。
- 一緒に住んでいない家族や親戚、孫など普段接しない人とは、できるだけ会わない。
- 積極的にワクチンの接種をお願いします。

ご家族で

- ウイルスを家庭内に持ち込まないよう、皆さんで感染防止対策の取組をお願いします。
○高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- 接種の時期を迎えられた際には、ワクチンの接種をお願いします。

施設内で

- 施設内感染が起こらぬよう感染防止対策の徹底をお願いします。
○職員の体調管理、職員向けの定期PCR等検査への参加をお願いします。
- 県では支援スキームを整備していますので、陽性者を確認した場合は県コロナ本部へご一報を

県の対策

- 介護職員向け定期PCR等検査を実施する。
- 高齢者入所施設等に対する支援体制の構築する。
○持続的な支援体制の構築を図るため、重点医療機関及び医師会と連携し、那覇・南部圏域及び中部圏域において、病院輪番制による支援を実施
○看護補助者(介護士)派遣事業を実施し、支援者の拡充を図る。
○医療機関施設支援担当の県職員を補強し、関係団体との連携や施設の支援体制の強化を図る。

②子どもを感染から守る

子ども 保護者

- 登校前に、必ずご家庭での体温測定をお願いします。
○発熱、のどの痛み、鼻水など体調不良の場合は、登校を控えてください。
- ご家族に、陽性者が確認された場合は、濃厚接触者となりますので登校・登園等は控えてください。
- 学校、学習塾、放課後児童クラブの活動が終わったら、ただちに帰宅する(ご家庭での指導をよろしくお願いします。)
- お子様と一緒に手洗い、混雑した場所を避ける、体調管理といった感染防止対策をお願いします。

各学校・幼稚園・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ 学習塾 等

- 学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で基本的な感染防止対策の徹底を指導してください。
○マスクの正しい着用 ○小まめな手洗い・手指消毒 ○人との距離の確保(マスク有り1m)
○こまめな換気(対角線上の窓を開けるなど) ○密集・密接・密閉を避ける複合的な対策の実施
- 感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)は控えてください。
- 部活における室内でのミーティング等において換気等の感染防止対策を実施し、部活前後に生徒たちが集まって飲食しないように指導してください。
- 体調不良の児童・生徒は帰宅させ、先生や指導者の方も、体調不良時は休暇等をお願いします。
- 陽性者が確認されたら、「学校・保育PCR」で幅広く検査実施をお願いします。

県の対策

- 学校・保育PCR検査の強化
○検体回収等を行う現場派遣チームを増強するとともに、委託事業者と連絡・調整を密に行い、効果的・効率的に幅広い検査を実施する。
- 保育職員定期PCR検査を実施する。
- 生徒、保護者向け感染予防パンフレットを作成し、配布

③移動・会食に関するリスクを回避する

県外・離島 移動

- 移動先の都道府県・離島の状況を確認し慎重に検討すること
- 来訪先では、不特定多数との会食等の感染リスクが高い行動は控えること
- 出発前、3回目のワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。

会食

- 同一グループ同一テーブルでの会食は4人以下2時間以内としてください。
- 飲食店、自宅等を含めて、5人以上で会食する場合は、事前にPCR等検査を受検してください。
- 感染対策がなされた「感染防止対策認証店」の利用をお願いします。

控えてください

- × 懇親会などの5人以上による会食イベント
- × 体調不良で参加 × 大声やマスク無しでの会話 × 深酒 × 回し飲み

県の対策

- 空港PCR検査の拡充
- 県内の検査試薬や抗原定性検査キットの需給状況の把握に努めて、感染拡大時においても検査を途切れなく実施します。

④ワクチン接種の加速を図る

県民の 皆さまへ

【3回目接種】

- 新型コロナワクチンの1回目・2回目接種の後、発症予防効果及び入院予防効果が時間の経過に伴い低下すると指摘されておりますが、3回目接種から2～4週間後に回復することが示唆されております。
このため、重症化予防等の観点から、早く予約できる会場で早期の接種をお願いします。

【1・2回目接種】

- 今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行っております。
まだ初回接種を受けていない皆様におかれましては、ワクチン接種のご検討をお願いします。

市町村

県民の重症化予防等及び社会活動等の早期回復の観点から、各々の自治体における接種の加速化に向け、計画的な取り組みをお願いします。

- 接種券の速やかな発行
- 紛失等接種券の再発行が必要な県民への円滑な対応
- 高齢者施設等への接種に係る働きかけ
- 自治会と連携した住民への呼びかけ 等

県の対策


- 医療従事者確保等市町村の支援
- 市町村補完のための県広域ワクチン接種センターの運営
○予約なし接種の導入、企業団体枠の設定、大規模商業施設等に出向き接種を実施
- 事業者・大学等の集団接種を受け入れ

今なら県内各所、無料で検査を受けられます！

(5月31日まで)

検査キットで結果
が早く出ます

■無料で検査を受けられる場所 (R4.4.7時点)

地域	PCR、抗原定量検査	抗原定性検査	詳細な検査機関の一覧はこちらから ↓ ↓ ↓ 
本島	北部 2カ所 中部 13カ所 南部 16カ所	北部 2カ所 中部 8カ所 南部 8カ所	
周辺離島	北大東村、南大東村、伊平屋村、 伊是名村、伊江村、久米島町 各1カ所	—	
宮古	宮古島市 8カ所	宮古島市 2カ所	
八重山	石垣市 4カ所	石垣市 2カ所	

※検査を受けに行く時間がない方も、検査キットを購入すれば、ご自分で検査できます。(詳細は右のURLからご覧ください。)



検査を受検するにあたっては、「**コロナかな？と思ったら**」のリーフレットをご覧になって受検後の流れをご確認ください。

⚠️ コロナ感染拡大警報 (5月13日～5月26日) ⚠️

県内では、以下の圏域で病床使用率が上昇しており、**医療のひっ迫が懸念**されていることから、コロナ感染拡大警報を発出します。

本島圏域（本島内市町村）、宮古圏域

医療提供体制を守るためにも上記地域にお住まいの皆様におかれましては、**以下の感染防止対策を徹底**してくださるようお願いいたします。

- ❑ **高齢者の皆様**はできるだけ同居家族以外の方と会うのを控え、**同居家族**は多人数との会食などのリスクの高い行動を控えてください。また、**親戚、知人の方々**は、高齢者の家を訪問したり、一緒に会食するのを控えてください。
- ❑ **子どもたち**の感染を防ぐため、発熱、のどの痛み、鼻水などの症状がある場合は、通園、通学、外出を控えてください。
- ❑ **部活、学習塾、放課後児童クラブ等子どもたちの集まる場所**では、換気を行う、マスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底し、寄り道せずに帰宅させてください。
- ❑ **大学生や専門学校の生徒、アルバイトされている方**なども、友人たちと集まらず、直帰してください。働いている皆様におかれては、多人数との会食などのリスクの高い行動を控えてください。
- ❑ **ワクチン接種**により、発症予防・重症化予防効果が期待できます。県や市町村の利用可能な会場で早期のワクチン接種をお願いします（特に、高齢者、基礎疾患を有する方、肥満のある方）。

